

令和4年5月27日（金）

令和4年第5回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和4年第5回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は15名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。
本日2名の欠席の旨、報告がありました。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、9番：國仲和男委員、10番：川満里志委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の国仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、無償移転の順に説
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は9件でございます。
受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から9番は、別紙参考資料1ページから9ページの調査書のおお
り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして
おります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺・加治道集落の城辺中央クリニックの東側100㎡に位置し、譲受人の家の隣での購入で、野菜作栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、南静園から島尻集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号3番・4番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮原北増原の一週道路沿いに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

喜屋武委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は農協JA資材店から高野集落向け1kmに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番から8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員をお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、城辺更竹病院から東側の東山ファームポンドの南側に位置し、譲受人は畜産経営であるが、サトウキビ栽培です。

狩俣推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、添道集落の北側700㎡の沖縄トヨタの森の近くに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

狩俣推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、東山ファームポンドの南側100
に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培
です。

狩俣推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、中休みから友利集落向けの下南土
地改良区に位置し、譲受人はシマヤマヒハツ作です。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員に
お願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、伊良部勤労者体育センター野球場
の近くに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条
の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から9番について、原案のと
おり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）は、1件ござい
ます。受付番号10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号10番は、別紙参考資料10ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、宮古製糖城辺工場の西側300
に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条
の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号10番について、原案のとおり
決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）につ
いて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は4件でございます。
受付番号11番から14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号11番から14番は、別紙参考資料11ページから14ページの調査
書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを
満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号11番から14番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、大野果樹園の向かいに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 2 番と 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

川満事務局：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は城辺野球場の南東に位置し、譲受人は中間管理機構でサトウキビ栽培です。

川満事務局：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、狩俣集落から池間集落向けに位置し、譲受人は中間管理機構でサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 3 議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第 4 議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は 3 件でございます。受付番号 1 番から 3 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、比嘉集落の北側に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜作栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、城辺野球場の南側1k mの土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、上野ドイツ文化村から下地方面向けのシロウ農園の南側200mに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入りますが、城辺3区・下地推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 城辺3区推進委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
城辺3区推進委員の入室・着席を認めます。

《 城辺3区推進委員入室・着席 》

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農用地利用配分計画案は1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。受付番号1番から4番を説明いたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和4年5月10日(火)に調査員として6番：砂川佳弘委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、仲間さん、長濱委員の8名で調査し、日程として午前9時30分から午後3時30分まで現地調査、午後3時30分から4時まで事務局にて調査内容調整会議、5月23日の内部審査会での4条申請4件、5条申請10件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、丸国アルミ工場の西側に位置し、農地区分として農振農用地であります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

川満委員：

計画書の中に、工事用車輛の駐車場とあるが、一時転用の復元計画書はあるのかの確認です。

上地事務局：

計画書については、4条申請、5条申請と一体利用としての計画書であります。

議 長： 農振地のため、申請許可まで一時転用して利用してから許可後に転用申請は行うとのこと。

川満委員：

一時転用の復元計画書に農振転用後の申請書の提出等の内容を記載した計画書の差し替えを提出させた方がいいと思います。

上地事務局：

申請者に計画書の差し替えを提出させたいと思いますので、よろしいですか。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、狩俣集落の東側の老人ホーム第2結心荘の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、一団、概ね10ha以上の規模の一団の農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、狩俣集落の東側の老人ホーム第 2 結心荘の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、一団、概ね 10 h a 以上の規模の一団の農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに説明を 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は、JA おきなわ下地支店の信号機の周辺に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、一団概ね 10 h a 以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、10件でございます。受付番号1番から10番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から10番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、丸国アルミ工場の西側に位置し、農地区分として農振農用地であります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、新城公民館の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区の面積における宅地の割合が40%を超えている区画の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、城辺給油所の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、一団、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、城辺給油所の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、一団、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、みつば幼稚園の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域、第1種住居地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、市営北団地の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、旧下地庁舎の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区画の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮古高校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区画の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 6 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、上野ドイツ文化村の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地、その他、原野・宅地等に囲まれた周辺農地が 10 a 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに説明を 6 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 10 番の説明をいたします。場所は、上野ドイツ文化村の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地その他、原野・宅地等に囲まれた周辺農地が 10 a 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、9件でございます。受付番号1番から9番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。5月12日に平良地区農地パトロールを行い、場所は城辺線「ドンキ・ホーテ」の東方面に位置し、隣接する空港進入灯と城辺線及び民家に囲まれた状況であることから農地利用は困難である。よって、将来的にも耕作は見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、県営平良南団地と県立宮古総合実業高校に挟まれた場所に位置し、周囲は住宅地となっており、農地利用が困難である。よって、将来も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、久松漁港の北側の集落内に位置し、住宅に囲まれた袋地のため、農地利用が困難である。よって、将来も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、久松漁港の北側の集落内に位置し、住宅に囲まれた袋地のため、農地利用が困難である。よって、将来も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 3 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は、久松漁港の北側の集落内に位置し、住宅に囲まれた袋地のため、農地利用が困難である。よって、将来も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 5 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 3 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 6 番の説明をいたします。場所は、荷川取漁港約 5 0 0 米北側に位置し、長年農地として利用はなく、農地利用が困難な状況で、将来も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 6 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、狩俣小学校南側150mに位置し、隣接する北側圃場との傾斜と北側に隣接する圃場整備の側溝に囲まれた袋小路の状況で、長年農地利用がなく、現況は原野状態となっており、将来も農地利用が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮古総合実業高校北側の交通量の多い道路沿いに位置し、排水工事での公共工事にて農地が分断されて、以降は農地としての利用が困難な状況にあり、将来も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、宮古総合実業高校北側の交通量の多い道路沿いに位置し、排水工事での公共工事にて農地が分断されて、以降は農地としての利用が困難な状況にあり、将来も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和4年第5回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和4年5月27日

会 長 芳 山 辰 巳
9 番 委 員 國 仲 和 男
10 番 委 員 川 満 里 志